

鳥羽商船高等専門学校と鳥羽市との包括連携に関する協定書

鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域の活性化と人材育成のために、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、産業・文化・教育・学術の分野及び防災等で相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- （1） 地域産業の振興に関すること
- （2） 地域の活性化に関すること
- （3） 教育の充実にに関すること
- （4） 防災及び災害時協力に関すること
- （5） その他前条の目的を達成するために必要と認められること

（連携窓口の開示）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通作成し、甲・乙ともに署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年 3月28日

（甲）鳥羽市池上町1番1号
鳥羽商船高等専門学校長

（乙）鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長

林 祐司



中村 欣一郎

